



このニュースは特許業務法人高田・高橋国際特許事務所が随時お送りするニュースレターです。

ドメインネームと知的財産権(第1回) ～「.asia」ドメイン～

知的財産権に関連して、ドメインネームの問題が話題となることも多くなりました。世の中で活用され、重要性も高くなっている表れですね。そこで、ドメインネームについての話題をいくつかご紹介いたします。第1回は、新たに誕生した「.asia」ドメインを取り上げます。

「.asia」ドメインの紹介

ビジネス展開にインターネットが欠かせないものとなった現在においては、商標権の取得と同様に、ドメインネームの取得も必須条件となっています。今回新設された「.asia」(ドット アジア)ドメインとは、アジア太平洋地域に向けた地域トップレベルドメインのことで、アジア地域を商圏とする企業にとって、企業イメージやブランド価値を高める効果が期待されています。登録申請手続きは、DotAsia 認証レジストラ(管理機関)によって進められていて、アジア太平洋地域に属している個人・法人であれば誰でも登録することができます。2007年10月9日より、商標権者を対象とする優先登録申請の受付が開始され、その後は個人からの申請も開始されます。

地域圏ドメインの先駆け「.eu」

「.asia」ドメインの先駆けとしては、「.eu」があります。「.eu」とは、欧州圏のトップレベルドメインで、ヨーロッパ全体に関わる企業や団体、ネット上のサービスなどがヨーロッパ横断的なビジネス展開をできるよう、2005年12月に導入されました。2007年4月には登録ドメイン数が250万件を突破し、既に、欧州では3番目、世界でも7番目に登録数の多いドメインとなっています。ある調査によると、「.eu」登録ドメインの78%がWebサイトや電子メールサーバに実際に使用されていると言われていて、ビジネス上も有効に活用されているようです。この「.eu」の活況が、「.asia」創設に大きな影響を与えています。アジアは世界人口の60%以上を抱える巨大マーケットですから、多数の企業が「.asia」に注目するのは当然の流れといえるでしょう。

「.asia」ドメイン登録要件とスケジュール

申請条件：アジア圏に登録された企業または居住する自然人

ただし、商標権などの権利を保護するため、早い者勝ちとなる一般登録に先立ち、

